

事務連絡  
平成 22 年 3 月 5 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長 経由)

国土交通省都市・地域整備局下水道部  
下水道企画課 下水道技術開発官  
下水道事業課 企画専門官

### 膜分離活性汚泥法と適合する計画放流水質区分について

計画放流水質適用に係る処理方法の評価については、「計画放流水質の適用の考え方について」（平成 16 年 4 月 9 日付下水道事業課企画専門官事務連絡）及び「計画放流水質の適用に係る処理方法の評価の考え方について」（平成 18 年 2 月 14 日付下水道企画課下水道技術開発官事務連絡）に基づき運用しているところです。

今般、水処理技術委員会において、膜分離活性汚泥法（注 1）について別添のとおり一般評価がなされたことを受け、膜分離活性汚泥法と適合する計画放流水質区分について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨周知願います。

### 記

#### 1. 一般評価を受けた膜分離活性汚泥法の取扱い

下表左欄に掲げる膜分離活性汚泥法については、同表右欄に掲げる計画放流水質区分に応じて下水を処理することができる方法として取り扱う。

表 一般評価を受けた膜分離活性汚泥法と適合する計画放流水質区分

一般評価を受けた膜分離活性汚泥法	計画放流水質 (mg/L)		
	BOD	T-N	T-P
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（注 2）	10 以下	10 以下	—
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。)	10 以下	10 以下	0.5 以下

## 2. その他の膜分離活性汚泥法の取扱い

当面の間、上表に掲げる以外の膜分離活性汚泥法については、現行の下水道法施行令に位置づけられた各種処理方法のうち、生物反応タンクの構造が当該膜分離活性汚泥法の生物反応タンクと同様のものであって急速ろ過法を併用するものに適合する区分の計画放流水質を達成できる処理方法として取り扱うものとする。

(例) 嫌気無酸素好気型膜分離活性汚泥法 (注3)

BOD : 10mg/l 以下、T-N : 10mg/l を超え 20mg/l 以下、T-P : 1mg/l を超え 3mg/l 以下  
(嫌気無酸素好気法に急速ろ過法を併用する方法の計画放流水質区分)

(注1) 膜分離活性汚泥法

膜により活性汚泥と処理水を分離する各種活性汚泥法の総称。

(注2) 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法

膜分離活性汚泥法のうち、無酸素タンク及び好気タンクから構成される生物反応タンクにおいて活性汚泥処理を行うもの。

(注3) 嫌気無酸素好気型膜分離活性汚泥法

膜分離活性汚泥法のうち、嫌気タンク、無酸素タンク及び好気タンクから構成される生物反応タンクにおいて活性汚泥処理を行うもの。